

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
4	R2.1.9	R2.3.2	<p>1 平成31年4月1日付31協議会第1号「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 平成31年度第1回課長会の開催について」（別添の会議資料等を含む。）</p> <p>2 平成31年4月25日付31協議会第2号「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 令和元年度第1回幹事会の開催について」（別添の会議資料等を含む。）</p> <p>3 令和元年7月16日付31協議会第4号「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 令和元年度第2回課長会の開催について」（別添の会議資料等を含む。）</p> <p>4 令和元年10月4日付31協議会第5号「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 令和元年度第3回課長会の開催について」（別添の会議資料等を含む。）</p> <p>5 【都と周辺市町連絡協議会】令和元年度総合要請の文案について（第三回課長会後）（令和元年10月25日付け16:00）</p> <p>6 Re:【都と周辺市町連絡協議会】令和元年度総合要請の文案について（第三回課長会後）（令和元年10月31日付け10:20）</p> <p>7 【瑞穂町】【都と周辺市町連絡協議会】令和元年度総合要請の文案について（第三回課長会後）（令和元年10月31日付け12:00）</p> <p>8 Re:FW:【都と周辺市町連絡協議会】令和元年度総合要請の文案について（第三回課長会後）（令和元年11月1日付け18:54）</p> <p>9 令和元年10月30日付31協議会第6号「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会 令和元年度第2回幹事会の開催について」（別添の会議資料等を含む。）</p> <p>10 令和元年12月10日付31都市対基第188号「『令和元年度横田基地対策に関する要望書』の提出について」（別添の会議資料等を含む。）</p>	705		1												<p>（7条2号）職員の携帯電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条2号）米軍関係者の氏名及び肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>（7条4号）公用車の車両番号を公にすることにより、当該車両番号に係る公用車を特定することができ、警備上の支障が生じるおそれがあるため</p> <p>（7条4号）基地内部の状況を公にすることにより、基地への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>（7条6号）非公開である米軍基地内部の情報を、都が、米軍の了承なく公にすることにより、都と米軍との信頼関係が損なわれ、米軍から必要な情報を適時適切に得ることができなくなるなど、都の基地対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）職員のメールアドレスを公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局基地対策部基地対策担当
5	R2.1.9	R2.3.2	<p>次の公文書（付属資料を含む。）</p> <p>1 令和元年7月1日付31都市対基第78号「令和元年度 横田基地航空燃料漏出対策部会の開催について（通知）」</p> <p>2 （東京都）横田基地の燃料漏出対策に関する照会について（令和元年9月12日付け10:39）</p> <p>3 朝日新聞の記事掲載時期について（令和元年12月19日付け14:10）</p> <p>4 至急：RE:朝日新聞の記事掲載時期について（令和元年12月20日付け10:41）</p> <p>5 朝日新聞PFOS記事掲載について（令和元年12月20日付け10:58）</p> <p>6 RE:至急：RE:朝日新聞の記事掲載時期についてと依頼（令和元年12月20日付け17:49）</p> <p>7 RE:至急：RE:朝日新聞の記事掲載時期についてと依頼 追加（令和元年12月20日付け18:25）</p> <p>8 1月6日（月）朝日新聞記事（PFOS・PFOAについて）（令和2年1月6日付け9:07）</p> <p>9 今朝の朝日新聞の記事について（令和2年1月6日付け14:16）</p> <p>10 FW:今朝の朝日新聞の記事について（令和2年1月6日付け14:28）</p> <p>11 RE:今朝の朝日新聞の記事について（令和2年1月6日付け16:03）</p> <p>12 RE:PFOSに関する報道対応（令和2年1月6日付け19:35）</p> <p>13 お問い合わせの件について（令和2年1月8日付け9:17）</p> <p>14 RE:PFOSに関する報道（令和2年1月8日付け10:25）</p> <p>15 生活者ネットからの要請について（令和2年1月8日付け14:06）</p>	84		1											<p>（7条2号）職員個人の携帯電話番号・メールアドレス・東京消防庁の職員の氏名（管理職の職員を除く。）は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため</p> <p>（7条6号）井戸の所在地及び深度は、第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であり、公にすることにより、当該第三者の信頼を不当に損ない、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条7号）井戸の所在地及び深度は、第三者が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供をした情報であり、公にすることにより、当該第三者の信頼を不当に損なうと認められるため</p> <p>（7条6号）都が国の機関から提供を受けた情報は、米国や関係自治体に関する情報であり、公にすることにより、米軍の運用、今後の日米間の交渉等に影響するおそれがある。このような情報を公にすることにより、都と国の機関との信頼関係が損なわれ、国の機関から必要な情報を適時適切に得ることができなくなるなど、都の基地対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）都が国の機関から提供を受けた情報は、PFOS・PFOAに関する今後の対応についての国の機関における審議、検討に関する情報であり、いまだ未成熟なものである。このような情報を公にすることにより、都と国の機関との信頼関係が損なわれ、国の機関から必要な情報を適時適切に得ることができなくなるなど、都の基地対策に関する事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）職員のメールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条6号）防衛省及び北関東防衛局の事務担当課の内線番号・メールアドレスは、限られた一定の者に対してのみ明らかにされている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にあるおそれがあるなど、当該事務担当課の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局基地対策部基地対策担当	

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
14	R2.3.4	R2.3.5	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成30年6月30日許可） ・決算変更届出書各一式（第67・68・69・70・71期）	204	1															(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
15	R2.2.28	R2.3.9	建築計画概要書 (平成30年9月3日 第〇〇号)	6	1																都市整備局市街地建築部建築指導課
16	R2.2.26	R2.3.10	・件名「書面送付1/2」 ・件名「書面送付2/2」 ・件名「事務連絡」 ・件名「FW:書面送付」 ・件名「FW:事務連絡」	7	1															(7条6号) 職員のメールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) パスワードを用いて送受信した文書は、現在係属中の事案に関するものであり、当該文書を公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、パスワードを公にすることにより、当該文書の内容が明らかになるおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課
17	R2.2.26	R2.3.10	・閲覧等制限の申立て(3) ・マスキング書面(閲覧等制限の申立て(3))																	(7条6号) 対象公文書は、現在係属中の事案に関する文書であり、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課
18	R2.1.14	R2.3.12	月三再準組発第1番5号(令和元年12月23日付)	※	1															(7条2号) 添付されている書類のうち、氏名、住所、生年月日などの個人に関する情報、不動産登記簿、印鑑登録証明書、所有権又は借地権の状況が識別できる情報、未登記借地権の内容や種類等に関する情報は、個人に関する情報又は個人の財産に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) 定款中の専有面積及び概算額並びに添付されている書類のうち、会社名、住所、代表者名などの法人に関する情報、当該法人を管轄する法務局に関する情報、所有権又は借地権の状況が識別できる情報、未登記借地権の内容や種類等に関する情報、借地権の目的となる宅地の情報は、市街地再開発組合並びに当該法人に関わる法人の事業及び資産に関する内部管理情報であり、公にすることで競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため また、事業計画書のうち、支出金明細、資金調達計画、補助金算出根拠の数量、単価及び金額等並びに参考資料のうち、同意状況、同意人数及び同意面積、地番、地権者、共有持ち分、筆数又は使用区分数並びに備考欄の記事に関する情報は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 参考資料のうち、同意状況に関する情報は、行政機関の資産に関する情報が含まれており、公にすることにより、今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
19	R2. 2. 27	R2. 3. 12	(1) 28中都地第114号「京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業における平成27年度事業報告書等の進達について」(平成28年6月7日) (2) 29中都地第185号「京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業における平成28年度事業報告書等の送付について」(平成29年7月10日) (3) 28中都地第87号「銀座六丁目10地区第一種市街地再開発事業における平成27年度事業報告書等の進達について」(平成28年6月13日) (4) 29中都地第106号「銀座六丁目10地区第一種市街地再開発事業における平成28年度事業報告書等の進達について」(平成29年6月1日) (5) 30中都地第308号「銀座六丁目10地区第一種市街地再開発事業における平成29年度事業報告書等の進達について」(平成30年7月3日)	236		1												(7条2号) 個人の肩書・氏名は、個人に関する情報であるため (7条3号) 収支計算書及び財産目録のうち金額に関する部分並びに収支予算のうち金額と備考に関する部分、契約先に関する情報、組合員の所有資産の売却先等に関する情報、議事録に記載されている金額は、市街地再開発組合に関わる法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、資金管理の手法など、当該法人が独自に構築したノウハウ等の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため また、口座番号は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人に関わる法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 自署及び印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼす恐れがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課	
20	R2. 3. 12	R2. 3. 12	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業廃業者(東京都知事)台帳	1		1												(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課	
21	R2. 3. 10	R2. 3. 13	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和2年3月10日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
22	R2. 3. 12	R2. 3. 13	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和2年2月分)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
23	R2. 3. 3	R2. 3. 13	東京都昭島市〇〇1丁目205番37、同番38、同番39、同番40における建築基準法旧法第43条第1項但し書に関する道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び現況図(東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。)	2	1														多摩建築指導事務所建築指導第一課	
24	R2. 3. 5	R2. 3. 19	・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(有限会社〇〇建築事務所一級建築士事務所 受付番号平成27年度第〇〇番) ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(有限会社〇〇建築事務所一級建築士事務所 受付番号平成28年度第〇〇番) ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(有限会社〇〇建築事務所一級建築士事務所 受付番号平成29年度第〇〇番) ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(有限会社〇〇建築事務所一級建築士事務所 受付番号平成30年度第〇〇番) ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(有限会社〇〇建築事務所一級建築士事務所 受付番号令和元年度第〇〇番)	25		1													(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を来すおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築企画課

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
25	R2.3.5	R2.3.19	都の委託先都建築士事務所協会は個人情報保護を理由に写の交付を拒否し、閲覧手数料300円を取った。このことを都建築企画課は法令条問題無しとした。他県は閲覧は無料、写しは一枚10円で応じている。他県と比較して都対応は不当である。都の対応が正しいとすることを示す根拠を求める。															開示請求書に記載された「根拠」については、官報、書籍等の不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものにより内容を知ることができ、東京都情報公開条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため	都市整備局市街地建築部建築企画課	
26	R2.3.12	R2.3.17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳（令和2年2月1日から令和2年2月29日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	4	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
27	R2.3.13	R2.3.17	建築計画概要書 平成24年度〇〇号	9	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課	
28	R2.3.4	R2.3.18	工事基本協定書（27晴五-1） 工事基本協定書（28晴五-1） 工事基本協定書（29晴五-1） 工事説明書 議事メモ（平成28年5月26日）	16		1						1	1	1					（7条2号）個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （7条3号）現場代理人の電話番号は、通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
29	R2.3.13	R2.3.18	平成28年議案第1035号に係る東京都狛江市〇〇三丁目435番11、同番16、437番21、453番3、454番3及び455番2における建築基準法旧法第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	3	1														多摩建築指導事務所建築指導第一課	
30	R2.3.19	R2.3.23	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年11月25日許可） ・決算変更届出書各一式（第24・25・26期） ・変更届出書一式（平成30年9月5日受付）	118		1							1						（7条4号）印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
31	R2.3.19	R2.3.23	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条第1項の規定による届出等における台帳（令和2年1月23日から令和2年3月18日受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	3	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
32	R2. 3. 10	R2. 3. 24	(1) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(道路盛土及び下水道管布設工事(27晴五-1)) (2) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(道路盛土及び下水道管布設工事(28晴五-1)) (3) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(下水道管布設工事(28晴五-2)) (4) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(道路盛土及び電線共同溝設置工事(28晴五-3)) (5) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(舗装工事及び街路築造工事(29晴五-1)) (6) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(下水道管布設工事(29晴五-2)) (7) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(街路照明設置工事(29晴五-3)) (8) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(街路照明設置工事(30晴五-2)) (9) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(街路照明設置工事(30晴五-4)) (10) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(街路照明設置工事(30晴五-5)) (11) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(下水道管布設工事(30晴五-7)) (12) 環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(選手村トランスポートモール整備工事(30選-1))	12	1														都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課	
33	R2. 3. 12	R2. 3. 24	月島三丁目北地区第一種市街地再開発事業事業計画書(認可申請版)	※		1						1							支出金明細、資金調達計画、補助金算出根拠の数量、単価及び金額等は、市街地再開発組合の事業に関する内部管理情報であり、公にすることで事業運営上の地位が損なわれると認められるため	都市整備局市街地整備部再開発課
34	R2. 3. 23	R2. 3. 24	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書様式第一号(平成27年11月15日許可)	1		1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
35	R2. 3. 25	R2. 3. 27	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和2年3月25日現在)	※		1														都市整備局市街地建築部建設業課
36	R2. 3. 25	R2. 3. 27	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇(廃業業者)の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第79期) ・決算変更届出書のうち財務諸表一式(第77・78期)	46		1						1							(7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
37	R2. 3. 16	R2. 3. 30	建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届(次の全ての条件に該当するものに限る。) ・建築主が会社(法人)であるもの ・敷地の位置が東京都内にあるもの ・工事予定期間の始期が平成30年4月1日から平成31年3月31日までのもの ・利用関係が「貸家」であるもの	8		1						1	1						(7条3号) 建築工事費予定額及び資金調達の方法は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設企画課

31年度 公文書開示（3月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
38	R2. 3. 16	R2. 3. 30	建築基準法第15条第1項の規定による建築工事届（次の全ての条件に該当するものに限る。） ・建築主が会社（法人）であるもの ・敷地の位置が東京都内にあるもの ・工事予定時期の始期が平成30年4月1日から平成31年3月31日までのもの ・利用関係が「貸家」であるもの	414		1													（7条3号）建築工事費予定額及び資金調達の方法は、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	多摩建築指導事務所管理課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。